

# 公共工事における グリーン調達の推進について

国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室

まさちか けいすけ  
課長補佐 政近 圭介



## グリーン購入法について

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）は、より環境負荷の少ない物品や役務（以下、「環境物品等」という）への需要の転換を促進することを目的として平成12年5月に制定された。その主な仕組は、重点的に調達を推進すべき環境物品等を「特定調達品目及びその判断の基準等」として定め、国等のそれぞれの機関がその調達の推進を行うものである。環境物品等の優先的購入は、それらの環境物品等の市場を確保するとともに、コスト改善などの技術開発に寄与し、それがさらなる環境物品等の購入を促進するという継続的改善を伴う波及効果をもたらす。また、国等が自ら率先して環境物品等の調達を推進することにより、それを呼び水として、地方公共団体や民間部門へも取り組みが広がることが期待される。

以下では、特定調達品目の追加など最近のグリーン調達の取り組みについて紹介する。



## 特定調達品目の追加等

### (1) 特定調達品目の追加、判断の基準の見直し

特定調達品目およびその判断の基準等は、特定調達物品等（特定調達品目のうち判断の基準を満たす物品等）の開発の普及、科学的知見の充実等

に応じて適宜見直しを行っていくものとされており、環境省、経済産業省および国土交通省の三省において特定調達品目の追加・見直しの検討を継続的に実施しているところである。今年も平成19年2月に環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という）の一部変更が閣議決定され、新たに11品目の特定調達品目が追加された。

公共工事に係る特定調達品目では、建築の木工事で使用する「フローリング」が追加された他、空調用機器の成績係数の強化などの判断の基準の見直しが行われた（表—1、2参照）。

今回の変更の結果、平成13年度に11品目からスタートした公共工事に係る特定調達品目は、資材、工法、建設機械および目的物で合計57品目となった。

### (2) 特定調達品目の指定解除

今回の基本方針の一部変更では、グリーン購入法の施行以降初めて特定調達品目の指定解除も行われた。指定解除が行われたのは公共工事の2品目、「再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）」「路上表層再生工法」である。

「再生材料を用いた防砂シート（吸出防止材）」では、これまで再生PET樹脂の優先的使用が規定されていたが、近年、PETボトルからPETボトルへの水平リサイクルが普及しており、使用済みPETボトルの発生量に対して再生処理能力が上回っている状況にあることから、公

| 表— 1 新規特定調達品目 |                                                                                  |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| フローリング        | 【判断の基準】(概要)                                                                      |
|               | ①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材または小径木等を使用していること、かつ、それ以外の原木は合法的な木材であること。            |
|               | ②①以外の場合は、合法的な木材であること。                                                            |
|               | ③居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。                     |
|               | 【配慮事項】                                                                           |
|               | ○間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材および小径木等以外の木材にあっては、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 |

| 表— 2 判断の基準を見直した主な品目    |                                                                              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 特定調達品目名                | 見直し内容                                                                        |
| 吸収冷温水機                 | 冷房の成績係数を強化<br>従 前：1.05以上<br>改訂後：1.15以上（冷凍能力186kW以上）<br>1.10以上（冷凍能力186kW未満）   |
| 氷蓄熱式空調機器               | 冷房の成績係数を強化<br>従 前：2.15以上<br>改訂後：3.0以上（氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー）<br>2.2以上（氷蓄熱ユニット） |
| 伐採材または建設発生土を活用した法面緑化工法 | 数値基準を設定<br>「伐採材および建設発生土を合算した使用量は、現地で添加する水を除いた生育基盤材料の容積比で70%以上」               |

共工事における再生 PET 樹脂の優先的使用を取りやめるものである。

「路上表層再生工法」については、①舗装表層部の骨材の再生方法としては、特定調達品目として指定されている再生骨材としてプラントで処理する方法が普及していること、②排水性舗装に対応できない、地方自治体では表層のみ補修することが少ないといった理由から、本工法の実績が著しく少なく今後も増加する見込みがないこと、から指定を解除したものである。

### 3 国土交通省における平成19年度調達方針

グリーン購入法では、国等の各機関は、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）を定めることとされており、国土交通省では平成19年度の調達方針を6月1日に公表したところである。

公共工事については、事業ごとの特性、必要と

| 表— 3 新たに調達目標を設定した品目 |      |
|---------------------|------|
| 品目名称                | 調達目標 |
| 電気炉酸化スラグ骨材          | 60%  |
| 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料 | 100% |
| 氷蓄熱式空調機器            | 100% |
| ガスエンジンヒートポンプ式空調和機   | 100% |
| 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管    | 100% |

される強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、基本方針に定められた判断の基準を満たす資材、建設機械もしくは工法を使用し、または目的物を構築する公共工事の調達を積極的に推進することとした。

また、調達目標の設定については、公共工事の場合、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形態に差異があることや調達可能な地域や数量が限られている資材等もあること等の事情もあるが、調達実績を3カ年把握した品目で、可能なものについては数値目標の設定を行うこととしており、今年度の調達方針においても、「電気炉酸化スラグ骨材」など5品目を追加し、数値目標を設定した（表— 3 参照）。

## 4 今年度のスケジュール

環境省、経済産業省および国土交通省では、特定調達品目の追加、見直し等を行う際の検討の参考とするため、公共工事に係る品目の提案募集を行っている。今年度も、6月18日から提案募集を開始したところである。

今後は、7月17日の提案募集締切り後、特定調達品目の追加、見直し等の検討を進め、環境省に設置された「特定調達検討会」での議論やパブリックコメントを経て、平成20年1月頃に基本方針の変更を行う予定である（図— 1 参照）。

